

議案第 7 9 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例等の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第1条 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成26年宇治市条例第28号)の一部を次の
ように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項
各号」に改める。

(宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第2条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成26年宇治市条例第29号)の一部を次のように
改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項
各号」に改める。

第17条第2項前段中「、児童相談所等における乳児又は幼児
(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「、次
の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和4
0年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査
をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断
等」という。)」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始
時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「
利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に改め、同項後段中「、児
童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「、それ
ぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加
える。

児童相談所等における乳児又は 幼児(以下「乳幼児」という。	利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断
----------------------------------	-------------------------

）の利用開始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。